国立大学法人東京医科歯科大学情報システム運用基本規程

（平成２１年１月８日
規則第２号）

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）情報システム運用基本方針に基づき、本学情報システムの運用管理及び情報セキュリティ対策について必要な事項を定め、本学の保有する情報の保護と活用及び適切な情報システムの運用管理と情報セキュリティ水準の維持向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、本学役職員、学生及び本学への来訪者並びに受託業務従事者等を含む本学情報システムを運用・管理・利用するすべての者に適用する。

２　この規程において適用対象とする情報は、以下とする。

(1) 教職員等が職務上使用することを目的として本学が調達し、又は開発した情報処理若しくは通信の用に供するシステム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）

(2) その他の情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、教職員等が職務上取り扱う情報

(3) 前各号のほか、本学が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報

３　本規程において適用対象とする情報システムは、本規程の適用対象となる情報を取り扱う全ての情報システムとする。

（定義）

第３条　この規程において、各用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理及び通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り本学敷地内に設置されているか否かを問わず、本学が調達又は開発し運用するものをいう。なお管理を外部委託しているシステムを含む。

(2) 情報

本規程第２条第２項に定めるものをいう。

(3) ポリシー

本学が定める「情報システム運用基本方針」並びに本規程をいう。

(4) 実施規則等

ポリシーに基づいて策定される規則、基準及び計画等をいう。

(5) 実施手順

実施規則等及び対策基準に定められた対策内容を個別の情報システムや業務において実施するためにあらかじめ定める必要のある具体的な手順をいう。

(6) 対策基準
本学が定める「情報セキュリティ対策基準書」及び同基準書から参照される関連基準等をいう。
(7) 組織
同質の情報システムの運用や情報セキュリティの維持が実施される範囲の部署等をいう。
(8) 利用者
教職員、学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けている者をいう。
(9) 教職員等
本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員、一時的に受け入れる研修生等を含む。）、非常勤講師その他、組織総括責任者が認めた者をいう。
(10) 学生等
本学学則に定める学部学生、大学院学生、大学院研究生、科目等履修生及び聴講生等、その他、組織総括責任者が認めた者をいう。
(11) 臨時利用者
教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
(12) 情報セキュリティ
情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。機密性とは、ある情報へのアクセスが認められた者だけが、当該情報にアクセスできる状態のこと。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた者が必要時に中段することなく情報にアクセスできる状態であることをいう。
(13) 記録媒体
情報が記録され、又は記載される有体物をいう。記録媒体には、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「書面」という。）と、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）がある。また、電磁的記録媒体には、サーバ装置、端末、通信回線装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の外部電磁的記録媒体がある。
(14) 機器等
情報システムの構成要素（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等）、外部電磁的記録媒体等の総称をいう。
(15) サーバ装置
情報システムの構成要素である機器のうち、通信回線等を経由して接続してきた端末等に対して、自らが保持しているサービスを提供するもの（搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボードやマウス等の周辺機器を含む。）をいい、特に断りがない限り、本学が調達又は開発するものをいう。
(16) 端末
情報システムの構成要素である機器のうち、利用者が情報処理を行うために直接操作するもの（搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボードやマウス等の周辺機器を含む。）をいい、特に断りがない限り、本学が調達又は開発するものをいう。端末には、モバイル端末も含まれる。特に断りを入れた例としては、本学が調達又は開発するもの以外を指す「本学支給以外の端末」がある。また、本学が調達又は開発した端末と本学支給以外の端末の双方を

合わせて「端末（支給外端末を含む）」という。

(17) 通信回線

複数の情報システム又は機器等（本学が調達等を行うもの以外のものを含む。）の間で所定の方式に従って情報を送受信するための仕組みをいい、特に断りのない限り、本学の情報システムにおいて利用される通信回線を総称したものをいう。通信回線には、本学が直接管理していないものも含まれ、その種類（有線又は無線、物理回線又は仮想回線等）は問わない。

(18) 通信回線装置

通信回線間又は通信回線と情報システムの接続のために設置され、回線上を送受信される情報の制御等を行うための装置をいう。通信回線装置には、いわゆるハブやスイッチ、ルータ等のほか、ファイアウォール等も含まれる。

(19) モバイル端末

端末のうち、必要に応じて移動させて使用することを目的としたものをいい、端末の形態は問わない。

(20) 情報セキュリティインシデント

JIS Q 27000:2014における情報セキュリティインシデントをいう。情報セキュリティに関して意図的または偶発的に発生した事故及び本学規則等あるいは法律に違反する行為に基づく事象をいう。

(21) CSIRT(シーサート)

本学において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、本学に設置された体制をいう。Computer Security Incident Response Teamの略。

(22) 外部委託

本学の情報処理業務の一部又は全部について、契約をもって外部の者に実施させることをいう。「委任」「準委任」「請負」といった契約形態を問わず、全て含むものとする。

(23) 情報セキュリティ関連規則

ポリシーに基づいて策定される規則、基準及び計画を総称したものをいう。

(24) 情報セキュリティ対策推進体制

本学の情報セキュリティ対策の推進に係る事務を遂行するため、学内に設置された体制をいう。

(25) 要管理対策区域

本学の管理下にある区域（学外組織から借用している施設等における区域を含む。）であって、取り扱う情報を保護するために、施設及び執務環境に係る対策が必要な区域をいう。

（最高情報責任者）

第４条　本学の情報セキュリティ対策及び情報システムの運用管理に総括的な権限と責任を持つ者として、最高情報責任者（CIO）を置き、統合情報機構長をもって充てる。

２　最高情報責任者は、次の各号に掲げる業務を統括する。

(1) ポリシー及びそれに基づく規則等の決定や情報システム上での各種問題に対する処置

(2) 全学向け教育及び管理運営組織の組織情報管理担当者向け教育

(3) 情報セキュリティ対策推進のための組織・体制の整備

(4) 本学の情報戦略の企画・立案及び情報戦略に基づく予算及び実施状況の把握

(5) 本学の情報セキュリティ対策推進計画の決定及び実施状況の把握

(6) 前各号に掲げるもののほか、情報システム及び情報セキュリティに関する重要

事項

３　最高情報責任者は、本学の情報基盤として供される情報システムのうち情報セキュリティが侵害された等、情報システムの健全な運用が阻害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この指定された情報システムを「全学情報システム」という。

４　最高情報責任者に事故があるときは、最高情報責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

５　最高情報責任者は、本学における情報システムの運用や情報戦略、技術的事項等について助言・支援を行う者として、必要に応じて最高情報責任者補佐（CIO補佐）を置くことができる。

（最高情報セキュリティ責任者）

第５条　最高情報責任者は、本学の情報セキュリティに関する業務を統括するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置く。

２　最高情報セキュリティ責任者は、最高情報責任者の推挙により、学長が指名する本学教職員または最高情報責任者をもって充てる。

３　最高情報セキュリティ責任者は、本学における情報セキュリティに関する技術的事項、情報セキュリティインシデントへの対処その他情報セキュリティ対策についての助言・支援を行う者として、最高情報セキュリティ責任者補佐（CISO 補佐）を置くことができる。

（情報システム企画委員会）

第６条　本学情報システムの運用と情報セキュリティ対策の円滑な遂行を図るための機能として情報システム企画委員会を置く。

２　情報システム企画委員会は情報システムの運用・管理に関して、次に掲げる事項を審議する。

(1) 情報システムの運用と利用に係る規則等の制定及び改廃

(2) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ関連規則、ガイドライン等の制定及び改廃

(3) 全学向けITリテラシー・情報セキュリティ教育の計画と実施状況の把握

(4) 情報セキュリティ監査規則の制定及び改廃、並びにその実施状況の把握

(5) 情報システムの運用と情報セキュリティの対策に係る計画の立案、並びにその計画の実施状況の把握

(6) 情報システムおよび情報サービスの導入時における情報セキュリティ遵守状況の把握

(7) 前各号に掲げるもののほか、情報システム及び情報セキュリティに関する重要事項

（全学情報実施責任者）

第７条　本学に全学情報実施責任者を置く。全学情報実施責任者は、統合情報機構副機構長（IT セキュリティ部門）をもって充てる。

２　全学情報実施責任者は、最高情報責任者の指示により、次の業務を統括する。

(1) 要管理対策区域の決定並びに当該区域における施設及び環境に係る対策

(2) 情報システムの運用並びに情報セキュリティ対策に関する実施手順の整備

(3) 情報セキュリティ対策に係る教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備

(4) 情報システム並びに情報セキュリティ及び例外措置の適用に関する記録の台帳整備等

(5) 情報セキュリティインシデントに対処するための緊急連絡窓口の整備等
(6) 前各号に掲げるもののほか、情報システムの運用並びに情報セキュリティ対策に係る業務

（情報セキュリティ監査責任者）
第８条　最高情報責任者は、その指示に基づき実施する監査に関する事務を統括する者として、情報セキュリティ監査責任者を置く。
２　情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく実施手順に従って実施されていることを監査する。情報セキュリティ監査に際しては、別に定める情報セキュリティ監査規則に従う。

（管理運営組織）
第９条　本学の情報システム及び情報セキュリティに関わる管理運営組織を置き、管理運営組織は統合情報機構事務部をもって充てる。

（管理運営組織がおこなう事務）
第１０条　管理運営組織は最高情報責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。
(1) 情報システム企画委員会の運営に関する事務
(2) 情報システムの運用と利用に係る規則等の制定及び改廃に関する事務
(3) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ関連規則等の制定及び改廃に関する事務
(4) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報
(5)教育、監査及び情報セキュリティ対策等の実施状況とりまとめ
(6) 最高情報責任者及び最高情報セキュリティ責任者の支援
(7) 前各号に掲げるもののほか、情報システムの運用並びに情報セキュリティ対策に係る事務

（組織情報総括責任者）
第１１条　最高情報責任者は、業務の特性等から同質の情報セキュリティ対策の運用が可能な組織のまとまりごとに、組織情報総括責任者を置くこと。
２　組織情報総括責任者は、各組織で管理する情報システムの運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。
３　組織総括責任者は、管理を行う組織のまとまりにおける情報セキュリティ対策を推進するため、次の事務を統括すること。
(1) 定められた要管理対策区域ごとの情報管理責任者の設置
(2) 所管している情報システムの管理及び管理組織単位ごとの情報セキュリティ対策に関する事務を統括する組織情報管理責任者の設置
(3) 情報セキュリティインシデントの原因調査、再発防止策等の実施
(4) 情報セキュリティに係る自己点検計画の策定及び実施手順の整備
(5) 前各号に掲げるもののほか、管理を行う組織のまとまりの情報セキュリティ対策に関する事務

（組織情報システム運用委員会）
第１２条　組織情報総括責任者は、各組織で管理する情報システムの運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を協議するための会議体として組織情報システム運用委員会を置くことができる。

２　組織情報システム運用委員会に相当する会議体を置く場合、組織情報管理責任者は、管理運営組織に対し、会議体の名称、構成員を報告すること。

（組織情報管理責任者）

第１３条　組織情報総括責任者は、所管する情報システムに対する運用管理及び情報セキュリティ対策に関する事務の責任者として、必要な組織単位ごとに組織情報管理責任者を選任する。

２　組織情報管理責任者は、所管する情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置及び情報セキュリティ対策に関する処置に係る事務を担当する。

３　組織情報管理責任者は、所管する情報システムの管理業務において必要な単位ごとに組織情報管理担当者を当該情報システムの導入・更新等の企画に着手するまでに選任すること。

（情報セキュリティ対策推進体制の整備）

第１４条　最高情報責任者は、本学の情報セキュリティ対策推進体制を整備し、その役割を規定すること。

２　最高情報責任者は、情報セキュリティ対策推進体制の責任者を定めること。

３　最高情報責任者は、以下を含む情報セキュリティ対策推進体制の役割を規定すること。

(1) 情報セキュリティ関係規則及び対策推進計画の策定に係る事務
(2) 情報セキュリティ関係規則の運用に係る事務
(3) 例外措置に係る事務
(4) 情報セキュリティ対策の教育の実施に係る事務
(5) 情報セキュリティ対策の自己点検に係る事務
(6) 情報セキュリティ関係規程及び対策推進計画の見直しに係る事務

（情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備）

第１５条　最高情報責任者は、CSIRTを整備し、その役割を明確化する。

２　最高情報責任者は、教職員等のうちからCSIRTに属する職員として専門的な知識又は適性を有すると認められる者を選任する。そのうち、本学における情報セキュリティインシデントに対処するための責任者としてCSIRT責任者を置くこと。また、CSIRT内の業務統括及び外部との連携等を行う教職員等を定めること。

３　CSIRTの設置及び役割については別に定める情報セキュリティインシデント対応チーム設置規規程に従う。

４　最高情報責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した際に、情報セキュリティインシデント対処に関する知見を有する外部の専門家等による必要な支援を速やかに得られる体制を構築しておくこと。

５　最高情報責任者は、全学における情報セキュリティインシデント対処について、CSIRT、情報セキュリティインシデントの当事者組織及びその他関連組織の役割分担を規定すること。

（兼務を禁止する役割）

第１６条　教職員等は、情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を兼務しないこと。

(1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者
(2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

（対策基準の策定）

第１７条　最高情報責任者は、情報システム企画委員会における審議を経て、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠した対策基準を定めること。また、対策基準は、本学の業務、取り扱う情報及び保有する情報システムに関するリスク評価の結果を踏まえた上で定めること。

（監視）

第１８条　情報システム企画委員会は本学の情報セキュリティの維持を目的として、本学情報システム及びネットワークの通信内容その他の必要な情報を監視対象に指定することができる。

２　情報システム企画委員会は、本学情報システム及びネットワークの監視業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、本学の教職員又は担当組織をもって当該第三者による監視業務における情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

３　情報システム企画委員会の決定により監視業務その他を遂行する者は、その業務遂行によって知りえた情報を報告以外に漏えいしてはならない。

附　則
この規程は平成２１年１月８日から施行する。
附　則（平成２１年３月２７日規程第６号）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２２年３月２３日規程第１号）
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則（平成２２年６月１日規程第７号）
この規程は、平成２２年６月１日から施行する。
附　則（平成２３年４月１５日規程第５号）
この規程は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２４年２月２４日規程第１号）
１．この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
２．この規程の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成２４年９月３０日まで、なお従前の例による。
附　則（平成２４年３月３０日規程第５号）
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年３月１２日規程第１号）
この規程は、平成２６年３月１２日から施行し、平成２６年３月１日から適用する。
附　則（平成２７年４月１日規程第２号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年２月１２日規程第１号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年１１月６日規程第８号）
この規程は、平成２９年１１月６日から施行し、平成２９年７月１日から適用する。
附　則（令和２年８月４日規程第６号）
この規程は、令和２年８月４日から施行、令和２年８月１日から適用する。
附　則（令和２年３月２９日規程第３号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和３年９月２２日規程第７号）
この規程は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年１月２１日規程第３号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。